

被災した方は、保育料の減免を受けられる場合があります。

**【対象】**

地震により住宅に全壊又は半壊（大規模半壊を含む）の被害を受けられた方

※罹災証明書（コピー可）が必要です。

**【問い合わせ先】**

福祉課      0964-47-1116（直通）